

2026年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）D日程 入学試験問題

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

A市には、鎌倉時代に建立された仏教寺院（以下、「本件寺院」という）がある。本件寺院の本堂には、鎌倉時代の仏像彫刻師である運慶の彫った仁王像が安置されていることから、日本国内のみならず、外国からも多くの観光客が本件寺院を訪れている。そのためA市は、唯一の観光資源である本件寺院を中心に、宿泊施設、飲食店などの経済活動が潤っていた。

20XX年、本件寺院が創建800周年を迎えることから、A市内の各種店舗から構成される任意団体であるA市商店街振興組合（以下、「組合」という）は、本件寺院創建800周年記念事業を実施することにした。具体的には、その記念事業の中核となるイベントとして、美術大学名誉教授、本件寺院住職などが講演者として登壇する講演会「運慶—美と祈り」を開催することになった。そこで組合は、A市市長Xに対して、講演会に出席して「開会のあいさつ」を述べてもらうよう要請した。

「開会のあいさつ」を述べることを要請されたXは、本件寺院住職が講演者として登壇し、「祈り」という文言をタイトルに含む講演会に市長である自分が出席して「開会のあいさつ」を述べることで、住民から本件寺院との関係を疑われるなど憲法上の問題があるのではないかと不安に思った。しかし組合からは、講演会の会場はA市立ふれあい市民会館の大ホールであり、美術大学名誉教授も講演者として登壇するとの説明があり、「A市を代表する市長が講演会に出席して『開会のあいさつ』を述べなければ恰好がつかない」と説得された。そこでXは、講演会に出席して「開会のあいさつ」を述べることを引き受けるか否かについて、弁護士に相談した。

【設問】あなたは、Xから相談を受けた弁護士として、講演会に出席して「開会のあいさつ」を述べることに含まれる憲法上の問題点と、これに対して想定される反論を明確に示して、あなた自身の見解を述べなさい。

以上

2026年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）D日程 入学試験問題

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

甲は自宅に訪れた4名の警察官から、甲が数日前に犯した殺人未遂事件に関する、適式に発付された逮捕状を示される等、刑事訴訟法に規定された手続を履践した上で逮捕されそうになった。しかし甲は、この一件は急迫不正の侵害に対する正当防衛であって、犯罪には当たらないと思い込み、身を守るべく、手錠をはめようとした警察官Pの腹部に向けて、常時携帯していた拳銃を発射した。しかし、Pらも何とか甲を取り押さえようと体を動かしていたため、弾がそれて、Pには命中せず、たまたま甲宅の玄関外の歩道を通りかかった一般市民Vの胸部に命中してしまった。その結果、Vは死亡した。

甲の罪責を論じなさい（但し、特別法違反は除く）。

2026年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）D日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の文章を読んで、後記のすべての設問に答えなさい。解答にあたっては、令和7年4月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。

Aは宅配業大手のB社の正社員であり、宅配ドライバーとして荷物を配達していることから、近隣の地理に精通している。

他方で、C社は、近隣の生協やスーパーの戸別配送を下請けしている小規模な配送業者である。C社の従業員が数名退職したため人手不足で困っていたところ、C社の社長は、町内会の活動で知り合いであったAに、B社の休みの日だけ、近隣を自転車で回って配送を手伝ってほしいと依頼した。Aは、いい小遣い稼ぎになると思い、B社に内緒でこれを引き受けることにした。それから、Aは、B社の休みの日になるとC社の事務所に出向き、渡された配送先リストと配達の順路が示された地図に従って、自転車で商品を配送して回り、日当をもらうようになった。Aが手伝うようになった後もC社の人手不足は根本的に解消されることなく、日によっては休憩をとる時間もないほど忙しい状況が続いており、疲労から体調を崩す従業員が出るほどであった。C社の社長はこのような状況を認識していたものの、状況の改善に努めることはなかった。

ある日、Aはいつものように自転車で商品を配送して回っていたが、この日は猛暑日であったうえに、荷物の分量が非常に多く、配送にいつもの倍以上の時間がかかっていたため、休憩時間がまったく取れず、疲労と焦りから猛スピードで自転車を走らせていたところ、信号のない脇道から飛び出してきたD（3歳の男児）に衝突し、Dに怪我を負わせてしまった（以下「本件事故」という）。

Dは、本件事故当日、母親Eと買い物に出かけたところ、Eが路上で友人に会って立ち話を始めたため、退屈になってEとつないでいた手を放してEの周りをうろうろしていたが、道の先にいた野良猫を追いかけて走り出し、Aの自転車と衝突したのであった。Eは友人との話に夢中で、Dが手を離れたことや走り出したことに気が付いていなかった。

（設問1）D（親権者E）はB社又はC社に対して賠償を求めたいと考えている。DはB社・C社いずれに損害賠償を請求しうるか。

（設問２）設問１において請求の相手とされたＢ社あるいはＣ社が、Ｄ（親権者Ｅ）に対してなしうる反論は何か。

（設問３）Ｂ社あるいはＣ社がＥに全損害を賠償した場合、賠償をしたＢ社あるいはＣ社はＡにその全額を求償することができるか。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

AにはX、Yの二人の子がいる。Aは、生前にその財産の全てをYに相続させる旨の遺言を作成した後、死亡した。Aの相続人はX、Yのみである。

Xは、上記遺言はAがアルツハイマー型認知症になり意思能力を喪失した後に作成されたもので、無効であると主張している。

XがYに対し、Aの作成した遺言が無効であることについて確認の訴えを提起することができるかにつき、確認の利益に関する一般的な判断基準を明らかにした上で論じなさい。

(以上)

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、その定款に、定時株主総会において議決権を行使することができる株主を3月31日における株主名簿に記載されている株主とする定めを有しているが、株券を発行する旨、株式の譲渡に株式会社の承認を要する旨、および、種類株式を発行する旨の定めはない。また、振替株式を発行する会社でもない。

以上を前提に、下記の（１）および（２）に答えなさい。配点：各50点

（１）甲社の株主名簿上の株主Aは、2025年3月3日に自己が保有するすべての甲社株式をBに譲渡した。しかし、Bは、Aと共同のうえ、甲社に対し、株主名簿の名義書換えを請求することを怠ったため、株主名簿上の株主はAのままであった。なお、Bは、Aから甲社株式を譲り受けるまで、甲社の株式を保有したことはなかった。

2025年6月20日に開催された甲社の定時株主総会においては、甲社はBに対しその招集通知を発したうえで、Bの議決権行使を認めた。当該事実を知った甲社の株主Xは、2025年9月1日に、Bが行使した議決権を算入してなされた甲社の定時株主総会における決議のすべてについて決議取消しの訴えを提起した。Xの主張は認められるか。

（２）甲社の株主名簿上の株主Aは、2025年4月15日に自己が保有するすべての甲社株式をBに譲渡し、Bは、Aと共同のうえ、2025年4月21日に株主名簿の名義書換えを済ませた。なお、Bは、Aから甲社株式を譲り受けるまで、甲社の株式を保有したことはなかった。

2025年6月20日に開催された甲社の定時株主総会においては、甲社はBに対しその招集通知を発したうえで、Bの議決権行使を認めた。当該事実を知った甲社の株主Xは、2025年9月1日に、Bが行使した議決権を算入してなされた甲社の定時株主総会における決議のすべてについて決議取消しの訴えを提起した。Xの主張は認められるか。